

# マンホールポンプ保守点検業務委託特記仕様書

## 第1章 総 則

### 1. 総 則

- ① 本仕様書は、周南市上下水道局（以下「局」という。）の発注するマンホールポンプ保守点検業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- ② 業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
- ③ 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- ④ 業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。
- ⑤ 本業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 第2章 業務の内容

### 1. 目 的

- ①本業務は、局が所有する下水道マンホールポンプ施設及び下水道管渠（以下「施設」という。）の正常な機能を保持するため、保守点検、関係機器の管理及び簡易な清掃を行うことにより、故障等の発生を未然に防止すると共に、施設の円滑な運転を維持するために行うものである。
2. 施設からの異常通報及び緊急時は、直ちに保守点検対応を行うこと。
3. 業務場所  
別紙「位置図」のとおりである。
4. 業務概要  
別紙「マンホールポンプ保守点検基準」のとおりである。

## 第3章 提出書類

1. 受託者は、業務が完了したときは、すみやかに報告書を局へ提出すること。
2. 受託者は、契約終了後15日以内に通報装置に登録する連絡先（メールアドレス等）と連絡の優先順位を明示する書類を提出すること。
3. 通報装置で使用するID、パスワード等は業務関係者以外に開示しないこと。又、連絡先（担当者）が変更された場合、ただちに変更届を提出すること。

## 第4章 業務用材料等

1. 業務に必要な材料費及び非常通報通信の準備に係る費用は、原則として受託者の負担とする。

## 第5章 安全管理

1. 資格を有する作業を行う場合は、必ず有資格者を配置すること。
2. 点検、清掃時にはマンホール内への転落防止対策を講ずること。
3. 清掃時には、酸欠防止・硫化水素危険作業主任者を配置すること。
4. 作業箇所において、交通誘導の必要が認められる場合は、交通誘導員を配置すること。

## **第6章 定めなき事項**

1. 本仕様書に定めない事項については、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

## **第7章 委託料の支払い**

1. 委託料の支払いについては、前金払は無、部分払を年4回(1回/3ヶ月)とする。

## **第8章 その他**

1. 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
2. 設置しているマンホールポンプの使用がないと思われる場合、ポンプの停止、撤去等の対応を行うため監督職員に連絡すること。
3. 上記以外のことについては、監督職員の指示に従うこと。